

令和8年度 LTC のこどもの実態調査業務委託事業者選定会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市保健所が発注する、令和8年度 LTC のこどもの実態調査業務委託（以下「業務委託」という。）の実施において、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）による委託事業者を選定するにあたり、公正かつ中立性の確保等を踏まえ、有識者等による客観的かつ専門的な立場からの意見を徴するため、令和8年度 LTC のこどもの実態調査業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 選定会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 委託事業者の選定方法及び選定基準の設定に関すること。
- (2) 企画提案に対する評価及び最も優れた企画提案を行った事業者の選定に関すること。

(委員)

第3条 選定会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験等を有する外部の者から、健康局長が委嘱する3名の委員で構成するものとする。

(座長)

第4条 選定会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事進行を務める。
- 3 座長に事故がある場合には、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

(選定会議)

第5条 選定会議は、座長（座長選任前に招集する場合においては、健康局長。以下同じ。）が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、選定会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、選定会議の委員は、座長の承認を得て、ウェブ会議の方法で選定会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による選定会議への参加をもって選定会議に出席したものとみなすものとする。
- 4 座長は、緊急の必要があり選定会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、意見を聴取し、選定会議に代えることができる。
- 5 選定会議は、非公開とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(開催期間)

第7条 選定会議の開催期間は、施行日から業務委託の契約締結日までとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催・運営に関し必要な事項は、大阪市保健所難病対策担当課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。ただし、第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。